**農業や漁業は、雨風その他の気象によつて大きな損害をうけることが多いのですが漁業は海上で行われるため特にその害が大きいのです。そこでこうした災害による損害を最少限度に喰い止め、事業を円満にそだてるため農業では、数年前から米や麦を対象とした農業共済制度が行われ、着々その成果を上げております。**

**漁業も同じ趣旨で、こうした制度をつくるように研究されてきましたが昨年から全国水産業協同組合共済会が国の委託を受けて、十数県を選び、試験的に行うことになりました。今年は、昨年のもようを見て内容の一部を改正し、全国各県で実施することになつたのです。**

**以下この漁業共済制度のあらましについて説明することにしよう。**

## 漁業共済と漁具共済

一口に漁業共済といわれておりますがその内容は、漁獲共済事業と、漁具共済事業の二つから成り立つております。

漁獲共済は、漁業者の水揚高を対象に契約するもので、漁獲収入が、自然的不可抗的な事由で一定の額に達しないときその損害額を共済金で補う制度です。又漁具共済は、漁具の損害に対して共済金を支払う制度でありますが、漁具共済は漁獲共済につけ加えて契約することになつていますので、こゝでは説明をはぶいて漁獲共済についてもう少し説明を加えることにします。

## 契約の資格

共済契約は次表の資格条件を具えた者が、それぞれの方法で契約することになります。

| 契約方法 | 契約者たる資格 | その資格条件 |
|---|---|---|
| 単独契約 | 1.漁業協同組合 | 漁業を自営している漁業協同組合 |
| | 2.大型共同経営体 | 部落漁民の三分の一以上が構成している共同経営体 |
| | 3.単一経営体 | 部落内で左のどれかに該当するもの一つだけで、他に同一種類の漁業を営むもの (1)七人以上共同の漁民の構成する共同経営体 (2)五人以上の漁民の従事する経営体 |

## 困る「イモゴ」や「火山灰」地帯

球磨盆地は俗に「イモゴ」という悪い土層があつて畑作に大きな障害となつているが、錦村でトラクターによる土層改良——この時は「イモゴ」層と下層の普通の土壌とをまぜかえす「混層耕」——をほどこしたところ、陸稲を一〇～一五％も増収した。又、火山灰地域の阿蘇郡波野村でも同様一〇～一五％の増収を見たし、菊池郡西合志村では麦が一〇％も増収できた。今更ながら土層改良の効果に村の人々は驚きの目を見張つた。

# 土地改良の話

## 不良土層が一万七千町歩

本県の耕地には、土層の状態が悪いために作物の根の作用を妨げている、いわゆる「不良土壌」がいたるところにある。たとえば前述の球磨盆地に分布している「イモゴ」地域、阿蘇、上益城、菊池、飽託の各地域に分布している「火山灰」地域はいずれもこの不良土壌でありその総面積は一万七千町歩にも及んでいる。

これらは表土層の下に火山の噴出物が厚く積つている場合、或いは表土層の下にかたい盤層がある場合などで、作物の根は表土層にとゞまつて下層まで伸びることができず、したがつて成育に必要な水や養分を十分とることができない。晴天が続けばすぐ干バツとなり、雨が続けばジタジタになるという。まことにヤツカイな土質である。

## 改良済は僅か二、三％

このような土層を改良して、その生産力を増進させるのが、いわゆる「土層改良事業」である。

方法は簡単で、大型トラクター（五〇～六〇馬力）で特殊なプラウを引つぱり深さ五〇センチから六〇センチのところから土地をすきおこし、表土の下のかたい盤層を砕いたり、上部の不良土層と深部の良い土層をひつくり反したりするもの。

県ではいま大型トラクター五台がこの土層改良に活躍している。これまでに改良事業を行つた面積は、球磨郡三一八町歩、阿蘇郡四二町歩、菊池郡三〇町歩、合計三九〇町歩に及んでいるが、県内の不良土層地域は前述のとおり、一万七千町歩だから、まだ二・三％にしかすぎない。

## 申込めば県直営で

そこで土層改良を一そう進めるため、希望者が大体一〇町歩以上まとまつて申込めば、県の直営事業として実施することになつている。

申込み方法は、市町村役場を通じて県事務所を経由、県に申込む。この場合、委託者は施行料として反当り二、〇〇〇円を県に納入することになつている。

なお、この施行料については「農業改良資金」と「農林漁業資金」の長期融資の途も開けているので、詳しい事は市町村役場、県事務所、又は県農産課土壌農機具係へお問合せ下さい。（農産課）



| 連合契約体 | | 契約集団 |
|---|---|---|
| 1.大型連合契約体 | | 漁家集団 |
| 2.小型連合契約体 | | |

部落内で左に該当する漁業を営む場合 (1)七人以上共同の漁民の構成する共同経営体 (2)五人以上の漁民の従事する経営体

部落内で五人以上一五人未満の漁民の従事する経営体が復数で同一種類の漁業を営む場合

部落内で同一種類の漁家が部落漁民の三分の一以上に達する場合、その全員で作つた集団

## その他の条件

然しながら、この契約資格はあつても更に次の条件を完備していなければ共済会で引受けないので、いそいで整備しておく必要があります。

1.漁獲物を所属漁協に共同販売してきた実績があつて、その記録が保存されていること。

2.経営規模や常時従事者数に余り著しい変動がないこと。

3.漁業の操業状況及び収支実績の明確な記録のあること。たゞし、小型連合契約体と漁家集団については、漁獲収入実績のわかる資料があればよい。

4.共済会で定める危険度の高いものに対する引受基準に適合するものなどです。

共済金の限度は、単独経営体と大型連合契約体の場合は、漁期間の操業に要する事業経費予定額の八〇％、小型連合契約体と漁家集団の場合は、過去六年間の平均漁獲金額の六五％を限度として契約することができます。

共済金は、漁期が終つて、漁獲金額が共済限度額に達しなかつたとき、その不足額が損害額となりますから、その損害額に共済契約金額の共済限度額に対する割合を乗じた額が支払われることになります。

共済掛金は、過去六年間の漁獲金額の八〇％を基準として計算した不足率又は黒字率によつて九段階に分れますが、共済金額一万円について、最低一〇五円から最高三六八円の間で決められます。

契約の手続きでは、共済契約をしたい場合、どんな手続きが必要かと申しますと、まづ漁期の始まる日の約三十五日前までに「共済契約条件審査申込書」を共済会熊本県支部に出し、契約条件の詳細について話合いがついたならば、漁期の始まる十五日前までに、改めて「共済申込書」に掛金を添えて同支部あて提出すればよいのです。

以上、この制度のあらましを御説明いたしましたが、この外、契約者の負うべき義務条項であるとか、契約を一方的に解除されるときの条項など、こまかい規程や内規などがありますが、詳しいことは、熊本県水産課又は熊本県漁連内全国水産業協同組合共済会熊本県支部へお問い合せ下さい。

（水産課）

## 目で見る農業祭が開かれます

熊本県の農業はどう発展してきたか。現状はどうなつているか。いろいろの農業問題をわかりやすく親しめるような、いわば目で見る農業祭が開かれます。これは、農業試験場移転新築の落成と農業改良普及事業十周年の記念式典と同時に開催されるもので、県民の皆さんの御来場を期待しています。主な内容は次の通りです。

主催　熊本県

時期　十一月二十七日から二十九日まで

会場　熊本県農業試験場

催し
★農業試験場落成式
★農業改良普及事業十周年記念式
★農業実績展示会
★優良農機具実演展示会
★農業改良普及員大会
★記念講演会
★演　芸
★栄養料理の実演